

## 国土交通省所管法人の入札契約の改善に向けた取り組み

法人名	入 札 契 約 の 改 善 策				
	一般競争方式の拡大	総合評価の拡大と充実	入札情報の公表方法の改善等	入札契約過程の監視の強化	ペナルティの強化
独立行政法人 水資源機構	・予定価格2億円以上の工事まで、一般競争入札を実施。	・標準型に加え、簡易型を新たに導入することにより、総合評価方式の対象案件を18年度には5割(件数ベース)まで拡大。	・指名業者名の事後公表への移行 ・不落随意契約の原則廃止 ・現場説明会の原則廃止 ・インターネットによる設計図書の交付を徹底。	・工事費内訳書の提出義務化(一部) ・入札状況の事後的・統計的分析を実施し、入札監視委員会の監視を強化。	・大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合には、指名停止を最長24ヶ月とすることをルール上明確化するとともに、15%の違約金を徴収。 ・競争参加資格を定める総合点数へのペナルティの反映
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	・契約制限価格(予定価格)250万円超の工事まで、原則一般競争入札を実施。	・総合評価方式の対象案件を20年度(東日本は19年度)に5割(金額ベース)まで拡大。	・指名業者名の事後公表の実施 ・不落随意契約の原則廃止 ・情報開示の改善	・工事費内訳書の提出案件を当面5割(件数ベース)まで拡大。 ・入札監視機能の強化	・大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合には、指名停止を最長24ヶ月とすることをルール上明確化するとともに、20%の違約金を徴収。 ・競争参加資格を定める総合点数へのペナルティの反映
首都高速道路株式会社	・全ての工事について、原則一般競争入札を実施。	・19年度に大規模工事を中心に5割(金額ベース)実施見込。	・指名業者名の事後公表の実施 ・不落随意契約の原則廃止 ・現場説明書等の全面的な郵送化 ・入札情報等の透明性の向上	・工事費内訳書の提出義務化 ・入札監視委員会による徹底した審査体制の継続。	・特に悪質性が際立っている場合には、指名停止を最長24ヶ月とすることをルール上明確化するとともに、15%の違約金を徴収。 ・競争参加資格を定める総合点数へのペナルティの反映
阪神高速道路株式会社	・予定価格2億円以上の工事まで、一般競争入札を実施。	・総合評価方式の対象案件を拡大(18年度は、原則として本社発注工事(予定価格2億円以上)の全てを総合評価方式とすることで5割程度(金額ベース)達成見込み。)	・指名業者名の事後公表の実施 ・不落随意契約の原則廃止 ・現場説明会の廃止	・工事費内訳書の提出案件を拡大。 ・入札監視委員会による徹底した審査体制の継続。	・大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合には、指名停止を最長24ヶ月とすることをルール上明確化するとともに、15%の違約金を徴収。 ・競争参加資格を定める総合点数へのペナルティの反映
本州四国連絡高速道路株式会社	・予定価格5千万円以上の工事まで、一般競争入札を実施。	・総合評価方式の導入(1割(金額ベース)の工事について試行)。	・指名業者名の事後公表の実施 ・不落随意契約の原則廃止 ・現場説明会の廃止	・工事費内訳書の提出義務化(一部) ・入札監視委員会による徹底した審査体制の継続。	・大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合には、指名停止を最長24ヶ月とすることをルール上明確化するとともに、15%の違約金を徴収。
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構	(現在のところ、公共工事の発注の予定はない。)	(現在のところ、公共工事の発注の予定はない。)	(現在のところ、公共工事の発注の予定はない。)	(入札契約手続運営委員会及び公正入札調査委員会を設置。)	(現在のところ、公共工事の発注の予定はない。)
独立行政法人 都市再生機構	・予定価格2億円(西日本支社は1億円)以上の工事まで、一般競争入札を実施。	・総合評価方式の対象案件を20年度に5割(金額ベース)まで拡大。	・指名業者名の事後公表の実施 ・不落随意契約の原則廃止 ・現場説明会の原則廃止 ・現場説明資料の郵送販売の実施 ・情報開示の改善	・工事費内訳書の提出を一部実施。 ・入札結果の分析調査等を実施し、必要に応じて入札監視委員会へ報告。	・自発注の談合事件や悪質性の高い事案について、指名停止を最長24ヶ月とする。 ・刑法談合、独禁法の刑が確定した場合、15%の違約金を徴収。

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	・予定価格250万円以上の工事まで、原則一般競争入札を実施。	・総合評価方式の拡大(18年度は、17年度の実施結果(3件)を踏まえ、全支社局において10件以上の実施を目指す。)	・入札参加者名の事後公表を実施。 ・不落随意契約の原則廃止 ・現場説明会の原則廃止 ・入札情報等の透明性の向上	・工事費内訳書の提出義務化 ・入札契約評価委員会を設置し、入札結果等について分析・評価。	・悪質性が際立っている場合には、指名停止を最大24ヶ月とし、15%の違約金を徴収。
独立行政法人 自動車事故対策機構	・予定価格300万円以上の工事まで、原則一般競争入札を実施。	(発注工事がほとんどないため、現在のところ、総合評価方式の導入予定はない。)	・現場説明会の原則廃止	・入札監視委員会の活用	(国土交通省の定めたルールをそのまま準用している。)
成田国際空港株式会社	・指名競争契約を原則廃止し、公募型競争契約に移行。	・公募型競争契約対象案件につき、20年度に5割(金額ベース)まで拡大。	・契約制限価格の事前公表の導入 ・価格交渉方式の改善	・競争契約監視委員会の機能拡充、体制強化	・悪質性が際立っている場合には、指名停止を最大24ヶ月とし、15%の違約金を徴収。
関西国際空港株式会社	・契約見込価格1億円以上の工事まで、一般競争方式を実質的に運用。	・価格とともに、調達目的物の性能・機能向上等の要素(技術力)を評価し競争させた方がより質の高い調達が期待される発注案件において採用。	・指名業者名の事後公表への移行 ・現場説明会の原則廃止	・工事費内訳書の提出義務化(契約見込価格1,000万円以上) ・入札監視委員会の開催	・悪質性が際立っている場合には、指名停止を最大24ヶ月とし、また、コンプライアンス体制の確立が確認されるまで指名停止措置を延長。 ・独禁法違反の場合、15%の違約金を徴収。
独立行政法人 空港周辺整備機構	・予定価格1,000万円以上の工事まで、一般競争入札を実施。(1,000万円未満の工事についても積極的に活用。)	(定型的で小規模工事がほとんどであるため、現在のところ、総合評価方式の導入予定はない。)	・指名業者名の事後公表の実施 ・不落随意契約の原則廃止 ・現場説明会の原則廃止	・入札監視委員会の活用	・大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合には、指名停止を最長24ヶ月とすることをルール上明確化するとともに、15%の違約金を徴収。